

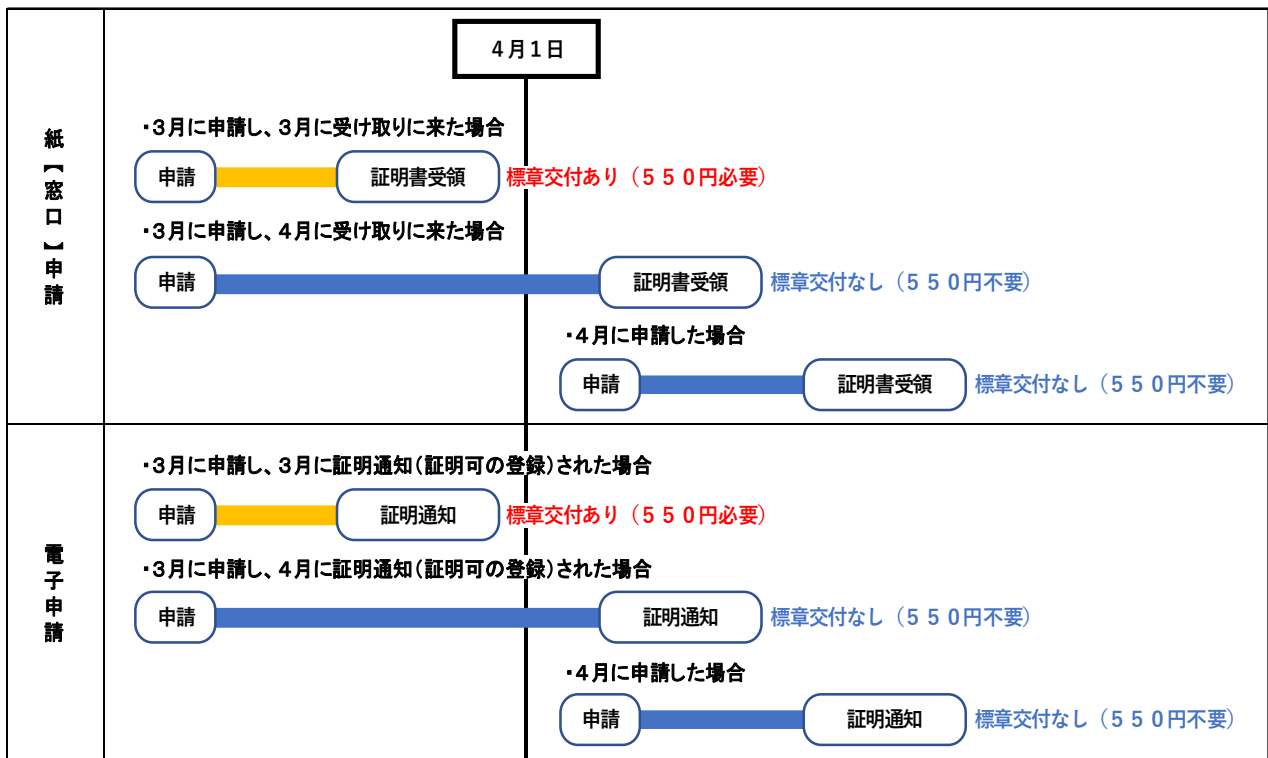
熊本県警察からのお知らせ

令和7年4月1日～
保管場所標章（ステッカー）
が廃止になります。

（交付手数料550円も廃止になります。）



「自動車保管場所証明書」を受け取る日等によって
標章交付の要否が異なります。



運輸支局等へ提出できる証明書は自動車保管場所証明書の証明日（証明書記載の日付）
から概ね1か月以内とされています。

証明書の交付日とは異なりますのでご注意ください。

詳しくは、熊本県警察本部、各警察署又は氷川幹部交番の窓口におたずねください。